

平成24年 5月24日
(2012年)

業 者 各 位

和歌山市水道局経営管理部水道経理課長

平成24年度入札・契約制度の改正について（通知）

公共工事が市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「工事の適正な施工の確保」を念頭に、入札・契約制度の改正を次のとおり行います。

なお、実施時期は、平成24年6月1日以降の公告分からとします。

1 電子入札方式の適用範囲の拡大について

平成23年7月から電子入札を導入していますが、今年度はさらに適用範囲を拡大し、建設工事は、予定価格6千万円以上（現行、1億円以上）、建設コンサルタント等業務は予定価格1千5百万円以上（現行、4千万円以上）のものを対象に電子入札を実施します。

2 市内業者の受注機会の拡大について

市内業者の育成、保護のため、和歌山市の制度に準じて同一市外業者の受注制限を試行します。
なお、市外業者の受注の制限については、市長部局発注分と水道局発注分は個別のものとし、また随意契約により受注したものは対象といたしません。

3 建設工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について

(1) 配水管工事（水道局）について

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲を、予定価格の75～90%に改めます（従来の設定範囲は、75～85%）。なお、算定式は、次のとおりです。

ア 低入札価格調査基準価格

直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.6＋一般管理費×0.3

イ 最低制限価格

予定価格×{(低入札価格調査基準価格÷予定価格)－0.1}

(2) 配水管工事（水道局）以外の建設工事について

和歌山市の制度に準じた算定式を用いて設定します。

4 建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格について

和歌山市の制度に準じた算定式を用いて設定します。

※ 和歌山市の制度については、和歌山市建設総務課ホームページ上のお知らせに掲載している平成24年5月24日付け建設総務課長通知を参照してください。